

小田	一區	大池	吉田	岡崎	尾座本茂六	堀内芳太郎	山崎	宝崎市太郎	中興泉
一九三八年度	滝下徳太郎	瀬戸益太郎	民高井上	音吉速見	延藤	民本	勝馬	古加賀	綱吉
不農会員名表	古加賀一	清水治三郎	清八	藤井	一大	二男	二区	四郎	富田
	佐々木徳兵衛	井上清太夫	土屋一逸	福松	千秋	吉田	能本	岡野茂三郎	勅力一浦
			言津俊輔	小柳甚吉	宇都宮源次	七藤田成雄	藤田佳哉	川島常吉	勸力三

10X20

崎山	中村	広渡	田村	田村	三谷	大音	大谷	吉野	小田
茂吉	豊之	年庄	重兵衛	弥左衛門	竹次郎	徳太郎	菜木郎	倉八	口与一
米山	小原	松根	立石	青本	大里	松本	永尾	松尾	山本
力蔵	親徳	伊之助	角太郎	市次	鹿造	芳松	藤 造	耕三郎	ノ和工
五区	小島	谷口	神崎	久永	冲	难波	式步	有座	四区
	猪元吉	六三郎	多喜次	峰造	政一	豊登	増蔵	田次	
角増	露木	宮崎	森若	岡本	松岡	业川	西本	山本	吉田
新次郎	徳太郎	政吉	増之丞	教一	常七	信一郎	春	平太郎	新助

10X20

高崎	宗白	料治	岡	岡	小田	田中	六	永井	横山
力松	英次	一太	宗三郎	四郎	村孫一	正元	区	万次郎	常吉
下地	池田	三島	磯島	磯島	今田	今田	下地	山家	岡
清治	圭一	鶴吉	勇次郎	虎吉	嘉一	芳太郎	茂人	安太郎	琢磨
宮本	大田	吉田	望月	望月	梶浦	牧野	松根	執力	山崎
宗十	磯作	銀造	惣造	仁佐	萬次	元太郎	保	古重太郎	源助
							及川	吉原	永井
							養右門	林一	正一
								郎	

七区

10X20

彼等は必終局に、日本軍に呼應するであらう
 と、中々假想の下に、万一日、加開戦の場合
 は、日本人民種は、帰化人中、二世、或老幼男女
 別、東く、全部沿岸から百里以外に移動せしめ
 て監視し、その所有地や財産、全部を売却
 処分して、戦後再び、一、二、妙に、戻す
 全部、日本、送還する。斯くして、過去半世紀、開
 未解決の東洋人問題を、一、気、に、解決する、と、中
 う、根本方針を確立して、い、た、本、今、あ、か、の、
 吾々の移動に際して、金、財、産、を、力、を、下、す、や

10X20

(2)

シテ敵性財産管理局の日本語通訳として
帰還宣教師達が彼等は
~~彼等~~は正直にカストロデヤシは敵性財産を戦
争中保管するだけ、吾等は戦後帰つて来此
方予を親切に忠告してくれた。その通訳は
其の信託でいたる事、山が、保安部員等は
以前述べた方針通りには余々には実行した事は結
果から見て随分である。一九四三年三月夕方
ワ政府の閣令に依つて日本人所有財産の没
没令が公布された。カストロデヤシに来た
即ち力

10x20

3

ストデヤンが保管してゐる日本人の漢字や土
 地その他すべての財産を売却処分する命令を
 あるのオタワ政府の閣令とはいへ、それによ
 り、一、保安委員会、二、要請に依つた事は、自
 然あるの處分するにせよ、民主主義に反する
 の名の故に、日本人土地五、六、十一個所八、
 八、六、英加を處分するたゝめには、カスト
 ン、保安委員会を任命し、公平な處置をせよと
 いうのである。新西院のマヤン、シ、ヘ、ホ、
 の、メ、ン、ジ、一、西、人、共、古、土、地、売、買、者、を、北

に日本人顧問を加へるために私に交渉があつ
 た。私はホーポから十一哩のロートヤヤ
 に居た。私は顧問委員と申す責任を任
 々考へた。我々閣令の下に非常処分を
 地の評價とか、売るとか、売らぬとか
 自分に出
 来る。この事、自分が日系農家に対し、
 その責任を
 負ふ。この事は判つてゐる。これは私
 には問題
 ではない。かつた。過去十五年、農村の
 協同運
 動に精魂をうち込めた自分にとつては、
 戦時令で一気に埋葬される日系農園の
 最後の

10x20

(5)

の模倣を兄属け、後日正義の裁判の生きた証
 人になる事が自分に負はる北を義務だと感じ
 たる、悲憤を決意でカストデヤレの顧問委
 員を受諾した。この事が早くも各避難地に在
 る同胞に知れ、互に、顧問委員辞退勧告状
 が各地の団体や友人から沢山来り、こんな
 中では受取めいたのもあつた。私は自分
 の良心の命あるまゝに、それら辞任勧告状無
 視して、心中自決を出来かけた。第一回の顧
 問委員会は新面院のフロントハウスで開か
 れた。

10X20

60

議長にはホワイドサイド判事が着席し極め
 公平な態度を示された。同判事の提案をこ
 レサリ各地の日系所有地を三十分所はかり援
 ぎ出し、顧問委員三人に個々に評價見積りを
 させる事になった。判事は吾々三人の見積り
 の平均値が、少時公平な平均地価と考へた
 のである。吾々は一周間に費したところト
 ーハモント、フネ、ネー、ネー、ネー、ネー、
 シ、クレバン、マ、マ、トリ、レ、レ、レ、
 ト、サ、レ、ト、と、迎、つて、ホ、ホ、ホ、マ、マ、マ、
 改、良、し、た

10X20

(7)

10X20

部出席し、古兵協会のうは三名出席してゐた
新西院の裁判所へ聞かされたのであるが、古兵
協会代表は最初が矢張り強硬な態度に出で顧問
員と高圧的に論争を続け、マケニシと山家
は八十万弗は荒山の値段で時局にうけこんだ
不公正極まるものだと極力論争した所古兵協
会側は第一大戦終局後八歸還兵は日本人の前
に無償で古兵に帰すべしと、もうその年
は人知れずうらうらに古兵協会の収容に討する
態度を一面主張し出し八十万弗以上仙山に出

10X20 (9)

さむと極言する。五箇の正に基く論争は黙
 々と二時間に亘り聴いてゐたカストデヤン局
 長マクラーリソン氏は「山家君、吾々は閣下
 に基いて一刻も早く慶分せねばならぬ。古兵
 協合が全部一括りとして引越せようとするの
 だ。五箇十ヶ所を個別に慶分する事は短く
 目には不可能である。八十万弗が安易な事
 は明白だが、日本人は終戦後には損害の賠償を
 要求するであらう。今日の所は、この事を取引
 条件と承認して、早く北ふいかしと引き交わ
 るべからう。北ふいかしと引き交わらう。

私は一民主義者で、我々には元不正
 義をその罪を犯せよと申すなら顧問委員は
 不要である。私は明白な不正義を承認出来
 せん。その日は交渉はこれで行き切らな
 った。私は自分から目的は達したと思つた。土地
 の安んずる人は私は問題ではない。日米農園
 の一大幕布は見えた。その夜私は辞表を認め
 てもらつた。判事に郵送しておいで、翌朝
 の電車に木曜日の朝に帰つた。
 カストロデヤでは私の辞任後は、日本人の顧問

10X101

委員をして古兵協会との取引をなし、土地
の処分を完了したのであった。
一九四五、終戦後トロツキストとバレン
に教会側、民主主義擁護派に依つて日本人
関係協同委員会という強力な団体が結成さ
れ、日本財産没収分の不正を鳴して中央政
府に喰ひ下り、政府をして日本人財産没収分
特別調査官として、バード判事を任命せしめ
、日本人は個々に損害の要求をする機会を
与へられた。それにはカストロ、テヤ、顧問委員会

10X20
12

と古兵協会の論争の録が重要な役割を
果たした事は勿論である。その特別調査裁判に
依つて五百六十一ヶ所八千八百六英加の日本
農園は大体平均して、最初カストデヤフが
つた施設とほぼ同額の賠償を政府から払
わせたのであつた。

10x293

キヤナリのレストラン
一九一三年頃から、ヘネー地方の日系人の
毎の売り捌きを扱ひ始め、一九廿一年には日
系農家と合資で、資本金十萬弗の毎販売会社
を建て、冷蔵庫、箱工場、キヤナリー、雑貨
店など日系農家相手に手広く営業をしてゐた
エゼワト、ギラード会社は、一九二五年から
始まつた不況時代を切り抜け得ず破産した事
は別項に述べたが、その頃ギラード氏は、ヘ
ネーの天野誠治氏の農園を買ひ取り、隣接地

10X20/

を買収して「ヤリ」ラ「ド」、フワ「ム」ト「ヤ
 う」ジ「キ」シ「シ」種「の」純血牧牛を飼育する際「ら」、
 罐詰「會社」を始め、吾輩「の」日系婦女を雇用シ
 果物や野菜の罐詰「め」を始め「た」。日系婦人「達」も
 農閑期「の」小使「の」儲け「に」なる「の」で仕事大事「によ
 く」幼「ら」いた「の」。一九三八「年」の暮季節「後」、梨「の」罐
 詰「め」が「始」まつ「た」。結「束」は梨「の」皮「を」剥「き」二「つ」割
 り「に」して果心「を」のけて罐「に」詰「め」る「の」。一「杯」五「仙」
 の清「真」い仕事「を」、請「負」賃金「は」他「の」一般「キ」ヤ「ナ
 り」共通「な」あ「つ」た「の」。其「の」頃男子「の」労力「賃金」は、

八時三十一分、四時三十分にあつた。曰系婦人は手尖き
が器用で、好きなおしやりもせぬ、競争が
ゆらくの、一日五時にある婦人もいた。勿論
平均は三時くらいであつた。ギラード氏は、
この男子給以上の縁ぐのは、工賃を払ひ過ぎ
てゐると考へたらしく、翌日は工賃を五仙下
げる事を言ひ渡した。曰系婦人は工賃が下
げられたのを取り度すように、血眼になつて
一層馬力をかけた。そして五時にした人も一
、二人居た。ギラード氏は工賃の下げ方がた

10X20

(3)

りな^いのだ^と考へ再び三仙下^らると聲表した
○午^ののろ^い人は二井にもあ^らぬ。女工頭へ
白婦人へにこれでは仕事にな^らぬと抗議して
モギラ^レド氏^がノ^ーとや^ろ。つ^いに^いふ^はけ^ばい^ふ
く程工賃を下^らる。こんなバカな事があるか
しと日本語の金切り聲^がぞ^ろぞ^ろの車輪音より
音^があ^つた。誰^からと申^なく座り込んでしま
つた。○ぞ^ろぞ^ろは停止した。○ころあ^ると(当社側
の気嫌^はこ^りは馬耳東風。日東五十人白人^が
ル三十名座り込んで動かぬ。一方長距離運搬

10X20

(4)

でバツターバの労働局へ報告する。その日の
午後には労働局の役人が来た。一調定する間
も仕るは続けておれとゆう。婦人達は不承不
精に仕事にかゝつた。不安の二日間がすぎ、
労働局の役人とギラウド氏の交渉の結果、
他の会社と同じ。最初の請負値を支払うとゆう
事でも座り込みストは解決した。労働組合の
発達してゐなかつた頃、特に日系人はペー
ク休暇など思ひもよらず。あゝどんな仕事するに
も長時間の重労働に耐えた上には、雇主から褒

れただけ標されるのが普通であつた。普通
的に労働ストは労働者がより以上の賃金や、
よりよい労働条件を要求してストライキする
のであるが右の場合は、その逆で雇主が工賃
を標する事に抗争したもので、日系特殊ストと
して歴史的価値があると惟ふのである。
この雇ひ込みストに際し仲間の一致行動を固
滑にまとめ、労働局に連絡して工賃の切り下
げを喰ひ止めたのは料治七子夫人であつた。
僱ひスト指導者と睨まれてくびにされた。

10X20
⑥



FOR RESEARCH PURPOSES ONLY
NOT TO BE REPRODUCED WITHOUT PERMISSION
Rare Books & Special Collections and University Archives
The University of British Columbia